

拡散金融対策（CPF）と口座不正利用対策に向けて

1 「拡散金融リスク評価書」の公表と

今後の拡充・活用促進の論点

株式会社NTTデータ経営研究所 金融政策コンサルディングユニット シニアマネージャー 山本邦人

シニアコンサルタント 中根真帆

近年、FATF第4次相互審査を契機とし、わが国におけるマネロン・テロ資金供与対策に係る法規制、監督、金融機関等の対策は大きく進展している。この流れを受け、大量破壊兵器等の開発、保有、輸出等に関する者への資金や金融サービスの提供、いわゆる「拡散金融」への取組みについても各領域で進展がみられる。

一 「拡散金融リスク評価書」公表の背景

本年3月、財務省のウェブサ

イトに「拡散金融リスク評価書」が公表された（注1）。これは、財務省や警察庁を中心に、金融庁、法務省、内閣府等の関係省庁が参加する「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」が取りまとめを行った拡散金融に特化したナショナルリスクアセスメントの結果である。拡散金融とは、「大量破壊兵器（核・化学・生物兵器）等の開発、保有、輸出等に関連するとして資産凍結等措置の対象となっている者に、資金または金融サービスの提供をする行為」を指す。拡散金融対策に係る国際基準

は、FATFが決定したものが2012年以降、必要に応じて公表されており（注2）、大量破壊兵器の拡散およびこれに対する資金供与の防止等に関する国連安保理決議の遵守に向け、対象を特定した経済制裁（金融制裁措置等）の実施を各国に要請している。また、FATFでは、2020年の勧告1（Assessing risks and applying a risk-based approach）の改訂以降、拡散金融リスクについて各国が各々評価することを求めている。

「外為法」という）や「関税法」による対外取引の規制、「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」（以下、「国際テロリスト財産凍結法」という）による居住者間取引の規制、「公衆脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」（以下、「テロ資金提供処罰法」という）による資金等の提供等に係る規制、その他、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」（以下、「特定船舶入港禁止法」という）や「国



拡散金融対策（CPF）と口座不正利用対策に向けて

② 金融犯罪への対応の徹底

金融機関に求められる詐欺対策、拡散金融対策

SCSK RegTech Edge 株式会社 主席コンサルタント 山根 洋

2024年4月に公表された

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）において、2025年度末を期限に「大量破壊兵器の拡散金融対策」の各項目の履行目標が定められている。さらに近隣諸国との対話を基に核・ミサイルといった大量破壊兵器の開発に資金が流れるリスクにも対応することが語られている（注1）。そこで本号4頁山本・中根本TOPIC1を受けて、拡散金融対策に関連して、北朝鮮IT労働者問題

について深掘りしていく。

また、本年6月18日内閣総理大臣が主宰する犯罪対策閣僚会議から、「国民を詐欺から守るための総合対策」が発表され、それに先立ち本年5月全国銀行協会から「金融犯罪への対応の徹底に係る申し合わせ」といった銀行業界の意向表明も発表されている。今後、官民を挙げて特殊詐欺や投資詐欺等の金融犯罪から財産を守る施策が実施され、金融機関も対応が必要である。拡散金融対策に併せ、直近のマネロン等対策の方向性を踏

まえ、金融犯罪への対応例として詐欺被害防止および拡散金融対応を検証することで、金融機関の態勢強化について検討していきたい。

一 拡散金融への対応

金融機関での金融犯罪対策強化は、金融犯罪対策部署と営業店窓口だけでなく本部各部署においても感度を向上させる必要がある。拡散金融への対応では金融機関本部を挙げての対応が必要になる。

1 北朝鮮IT労働者への対応

報道によると、このような事案が発生している。

中国に住む北朝鮮のIT技術者が、日本に住む知人の名義を使って、日本のスマートフォンアプリの開発業務を請け負っていた。報酬は知人の口座から日本に住む親族の口座に送金させ、中国で現金を引き出していた。

このIT技術者は、知人の韓

ゼロゼロ融資回収における課題と実務対応（上）

みやこ債権回収株式会社顧問弁護士 瀬戸 祐典



はじめに

新型コロナウイルス感染症に係るゼロゼロ融資の元本弁済の猶予期間が終了し、元本弁済が開始した債務者も多い。

もちろん、新型コロナウイルス感染症が、2023年5月に感染法上の5類に移行してから、売上が回復して、ゼロゼロ融資の元本弁済について、当初借入時の返済予定どおりにできる債務者もいる。他方で、売上が回復せずに、ゼロゼロ融資の元本弁済について、当初借入時の返済予定どおりにできない債務者も多い。

今回は、ゼロゼロ融資回収に

ついて、2回に分けて金融実務の観点から考えてみたい。
本稿（上）は、ゼロゼロ融資を時系列に従って整理し、問題点を整理していく。

一 ゼロゼロ融資とは

1 ゼロゼロ融資の背景

2019年12月に「新型コロナウイルス感染症」が発生し、翌年2020年には、パンデミックとよばれる世界的流行となった。世界保健機関（WHO）が、2020年に入り、緊急事態（国際的に懸念される公衆衛

生上の緊急事態）を宣言し、これは、2023年5月に終了するまで継続された。

政府も、2020年4月に1回目の緊急事態宣言を発し、2021年9月までに断続的に4回ほど発せられている。これにあわせて、「まん延防止等重点措置」が実施され、期間は、2021年4月から同年9月までが1回目、2022年1月から同年3月までが2回目であった。

1回目の緊急事態宣言では、「生活の維持のためを除く外出の自粛」が求められた。このような事態になると、影響を受けるのは、観光事業や飲食事業をはじめとする娯楽業、小売販売

業となる。

そこで、政府は、このような打撃を受けた中小企業・個人事業主を支援すべく、いわゆる「ゼロゼロ融資」の政策を実行した。

2 ゼロゼロ融資の概略

(1) ゼロゼロ融資の種類

ゼロゼロ融資には、主に3種類があった。

1つ目は、日本政策金融公庫のゼロゼロ融資であって、新型コロナウイルス対策マル経融資等とよばれるものである。

2つ目は、商工組合中央金庫のゼロゼロ融資であって、新型コロナウイルス感染症特別貸付等とよばれるものである。

顧客本位の業務運営確保に求められる アドバイザーの視点と考え方

株式会社マネーライフプランニング 代表取締役・シニアアドバイザー

小屋洋一



2024年は岸田首相の資産運用立国の具体的な施策の一つである、NISA制度の改定(新NISA)で金融リテール現場は大きな盛り上がりを見せている。一方で2023年には地域金融機関のグループ証券会社において適合性の原則に抵触する行政処分もあり、金融機関の販売体制にも厳しい目が向けられている。

2024年に発足した金融経済教育推進機構(J-FLEC)において、顧客の立場に立ったアドバイザー制度(J-FLEC認定アドバイザー)も開始されることとなり、各金融機関においてもよりいっそうの顧客本位の業務運営が要請されている。

本稿では、金融機関において顧客本位の業務運営を確保し、継続していくために必要なアドバイザーのあり方、考え方の一例を示すことで、今後のリテール営業現場の教育、指導のあり方を検討してもらいたい。



一 顧客対応に対する心構え

1 3つのC

資産運用大国ともよばれるアメリカにおいて、CFP®[®]のライセンスを持ち個人や家族にフォーカスしてアドバイスする

仕事は、「やりがい」と「価値」のある仕事で人気もある。顧客の抱えるお金の問題を解決するだけでなく、個人や家族へのコ

ミットメントを強くしていけばいくほど、顧客とアドバイザーの関係性は金融商品を売るだけの関係性ではなくなっていく。顧客の「人生」に永続的に関わら合うため、面白いと同時に、大きな責任を伴う仕事でもある。

こうしたアドバイザー、FPとしては「3つのC」のアプローチが大切になる。これら3つの力を総合的に高めていかないと顧客の本当の役に立てないものである。「3つのC」とは次に記す、コンサルタント、カウンセラー、コーチを指す。

《コンサルタント：consultant》
合理的な提案をし、アドバイスする。

《カウンセラー：counselor》

顧客のライフデザインを一緒に考える、支援する。

《コーチ：coach》

立てたプランに沿って、実現のために継続サポートする。

(1) コンサルタントの役割

1つ目のCはコンサルタント視点からの役割である。

顧客の問題をファイナンス的な観点から課題を見つけ、その合理的な解決方法を提示する役割である。これを検討するには伝統的なファイナンスの理解が必要となってくる。アドバイザーやFPには最低限この能力が求められるものである。

しかし、勘違いしてしまいがちなのは、「コンサルタント」

金融庁「マネー・ローンダリング等対策の

取組と課題」の公表

弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊 雅之

金融庁が2024年6月28日に公表した「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024年6月）」（以下、「本レポート」という）は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与（以下、「マネロン等」という）対策に関し、わが国の金融機関等を取り巻くリスクの状況や、金融機関等における対応状況等を取りまとめたものである（次頁図表参照）。

本レポートは、①金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）の「対応が求められる事項」に基づいた態勢整備の2024年3月末の対応期限後を

迎え、今後は、「FATF第4次対日相互審査での指摘への対応」から、「第5次対日相互審査に向けた実効性の向上」に指摘を移していくことが必要であること、および、②特殊詐欺事案等の急増とこれらにおける「金融サービスの不正利用対策」が目下の最重要課題であるとの観点から策定されたものである。

本稿では、本レポートのうち、預金取扱金融機関に関連する重要なポイントについて解説する。マネロン等対策に係る業務の共同化や暗号資産に関する対応などは誌面の都合上割愛する。

一 日本政府におけるマネロン等対策の取組み（第1章）

政府の「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」（注1）により、2021年8月30日（FATF第4次対日相互審査報告書公表日）に公表された「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」（以下、「行動計画」という）は、2024年4月に実施期限が到来した。これに伴い、2028年に予定されているFATF第5次対日相互審査のオンサイト審査も見据え、新たに「行動計画（2024-2026年度）」（注2）が策定された。

金融庁は、行動計画（2024-2026年度）をもとに、リスクベースアプローチ（以下、「RBA」という）に基づく検査・モニタリングを実践していく。

金融庁によるRBAとしては、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯収法」という）2条2項に定める特定事業者全体のリスクを評価している「犯罪収益移転危険度調査書」（NRAIFUR）（注3）を参照しつつ、特定事業者のうち金融庁所管の事業者に対し金融業態ごとのリスクの特定・評価を行う「金融セクター分析」および各金融業態内の個別事業者のリスクの特定・評価を行う「CRR」（注4）を行ったうえ